

お知らせ

事業系搬入ごみの適正化を図るため、弘前市が令和元年度から実施している不適正な排出物を持帰りしていただく「搬入規制」(※)を、構成市町村全体の事業系搬入車両について下記のとおり実施いたします。

※事業系不燃ごみとして排出された資源物で、未洗浄・未分別の「びん類」「缶類」

「ペットボトル」や、廃プラスチック類などの産業廃棄物と確認されたもの。

記

現地指導期間：令和3年4月1日～令和3年6月30日

搬入規制：令和3年7月1日から

弘前地区環境整備事務組合